京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市規則第　３０　号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第７条第１号に掲げる施設の項中「

円 16	円 2
50	5
4,200	420
2,600	260
1,600	160
5,300	530

」を「

円 17	円 2
60	5
4,400	410
2,800	260
1,700	150
5,600	510

」に改め、同表第７条第２号に掲げる施設の項中「１年」を「1月」に、「２８，８００」を「2，８００」に、「2，５２０」を「２１０」に改め、同表標識の項中「４，２００」を「４，４００」に、「４２０」を「４１０」に改め、同表通路の項中「１２，０００」を「１４，０００」に、「1，１００」を「1，０００」に、「5，３００」を「5，６００」に、「５３０」を「５１０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の京都市里道管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用の期間が同日前に始まり、同日を含む１年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（建設局土木管理部道路河川管理課）